

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

標準報酬月額の時決定における年間平均による算定申立てについて（通知）

共済掛金の算出基礎となる標準報酬月額の時決定においては、業務の性質上、算定基礎月に受けた報酬の月平均額により算定することが著しく不当であり、一定の要件を満たす場合は、組合員からの申立てにより、年間報酬の月平均額により算定し、決定することができます。

この申立てについては、下記のとおりですので、貴所属所の組合員へ周知して下さるようお願いします。

記

1 対象者

次の(1)及び(2)のいずれにも該当し、年間平均による算定を希望する者

- (1) 時決定の算定基礎月（当年の4月から6月まで）に受けた報酬（期末勤勉手当を除く。以下同じ。）の月平均額により算定した標準報酬と年間（前年7月から当年6月まで）に受けた報酬の月平均額により算定した標準報酬の間に、2等級以上の差が生じる。
- (2) 当該差が業務の都合上、例年生じることが見込まれる。

2 年間平均による算定方法

前年7月から当年6月までに受けた報酬の月平均額（1円未満切捨て）により、当年9月以後（原則翌年8月まで適用）の標準報酬月額<sup>(\*)</sup>を改めて決定する。

\*厚生年金保険、退職等年金給付、短期給付等に係る標準報酬月額

【例】年間平均による算定により標準報酬月額が下がる場合

|      |                                       |          |   |                     |      |
|------|---------------------------------------|----------|---|---------------------|------|
| 申立無し | 令和6年4月から令和6年6月までの<br>報酬総額(期末勤勉手当を除く。) | 月平均額     | ⇒ | 令和6年9月以後の標準報酬(厚生年金) |      |
|      | 1,148,320円                            | 382,773円 |   | 等級                  | 月額   |
|      |                                       |          |   | 23                  | 38万円 |
| ↓    |                                       |          |   |                     |      |
| 申立有り | 令和5年7月から令和6年6月までの<br>報酬総額(期末勤勉手当を除く。) | 月平均額     | ⇒ | 令和6年9月以後の標準報酬(厚生年金) |      |
|      | 4,172,400円                            | 347,700円 |   | 等級                  | 月額   |
|      |                                       |          |   | 21                  | 34万円 |

年間平均による算定の申立てをした場合、掛金(保険料)は標準報酬月額34万円を基に算定するので、申立てをしない場合と比較して、掛金(保険料)額は下がる。  
(注) 将来受給する年金も標準報酬月額34万円を基に算定するので、申立てをしない場合と比較して、年金額も下がる。

### 3 申立方法等

次の表に掲げる公立学校共済組合関係申請書等用紙を、令和6年11月29日（金）までに共済組合へ提出すること。様式は当支部のホームページから取得すること。

なお、用紙取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

#### 提出書類

| 整理番号 | 用紙名                                               |
|------|---------------------------------------------------|
| 56-3 | 標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（定時決定用） |
|      | 年間報酬の平均で算定することの申立書（定時決定用）                         |

（注）旧様式を使用しないようにすること。

### 4 留意事項

年間平均による算定申立てに際しては、次の事項に留意すること。

- （1） 当年6月1日から7月1日の間に組合員資格を取得した者及び当年7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた者については、定時決定の対象から除かれるため、年間平均による算定申立てはできないこと（随時改定等が優先される。）。
- （2） 年間平均の算定対象月については、報酬の支払基礎日数が17日未満の月又は報酬の一部が支給されない月（有給8割休職期間等）を除くこと。  
また、前年7月から当年3月までの間に1月、当年4月から6月までの間に1月の併せて2月以上を必要とすること。
- （3） 年間平均の算定に際しては、前年6月以前に支払われるべき報酬の遅配分を前年7月から当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて算定すること。  
また、前年7月から当年6月までに支払われるべき報酬の一部が、当年7月以後に支払われることになった場合は、本来支払われるべきであった月を除いて算定すること。
- （4） 標準報酬月額は、掛金（保険料）の算定に用いられる一方で、傷病手当金などの短期給付や将来受給する年金額の算定にも用いられるため、年間平均による算定申立てにより標準報酬月額が下がると給付額も減少すること。
- （5） 算定申立て前に、既に令和6年9月以後の給与から控除された掛金（保険料）については、共済組合においてさかのぼって再計算の上、精算を行うこと。
- （6） この取扱い、短期組合員は対象とならないこと。

#### 問合せ及び提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

公立学校共済組合鹿児島支部 福利係 担当 前野

電話 099-286-5217 FAX 099-286-5663

ホームページアドレス <http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：

「B-7-2（共済組合）」